

医療機関・薬局を受診する際は マイナンバーカードを 持参してください



マイナンバーカードによる受診が原則です

病院や薬局へ行くときは、診察券やお薬手帳と一緒にマイナンバーカードを持参してください。

ケースワーカーの負担が軽くなります

マイナンバーカードにより受診しない場合、福祉事務所ではあなたの医療券を毎回印刷・郵送しています。

お医者さん、薬剤師さんの負担も軽くなります

マイナンバーカードを持参し、
情報提供に同意するだけで、医師・薬剤師が
過去の診療やお薬の情報をすぐに確認できます。

- マイナンバーカードの利用によるメリット -

過去の医療情報の活用

これまでの医療情報（診療・薬剤情報など）が確認しやすくなり、円滑な診療につながります



受診のとき、情報提供に同意するとこれまでのお薬や診療の記録を医師・薬剤師に伝えることができます。あなたに合った治療が受けやすくなるほか、飲み合わせの悪いお薬が出されるのを防ぐことができます。

救急時もより適切な処置を

意識がない場合でも、マイナンバーカードがあれば過去の医療情報をもとに医療が受けられます

マイナンバーカードを利用することで、救急時に意識がない場合など、ご本人の同意が難しい状況でも、医療機関が必要な情報を確認できる仕組みが導入されています。

マイナンバーカードの持参に向けて

マイナンバーカードで受診する前に実施すること

受診にあたり、マイナンバーカード利用登録の対応をお願いします。カード保有者の4人中3人は利用登録をしていただいています。詳細は二次元コードからご確認いただけます。



医療機関・薬局に行くときは…

マイナンバーカードを利用する場合でもこれまで通り、受診前は担当ケースワーカー・福祉事務所に相談してください。



マイナンバーカードは安全に利用できます

マイナンバーカードには、悪用を防ぐさまざまな仕組みが導入されています。もし、他の人がマイナンバーカードを拾っても、医療情報や金融機関の口座番号、税・年金などの情報を見ることはできません。